

感染症の予防のための施策の実施に関する計画 (千葉県感染症予防計画)

— 【改定の概要】 —

1 基本的な考え方

- ◆ 成田国際空港や千葉港を抱える本県において、感染症発生時における危機管理体制や医療の提供体制の整備充実が重要です。
- ◆ 県では、事前対応型行政として、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置き、感染症対策に取り組んでいきます。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

2 計画の位置づけ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」とする。）第10条に基づく法定計画

3 計画期間

令和6年4月1日から6年間

4 改定の経緯

- ◆ 令和元年度に発生した新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法が一部改正され、国の感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下、「基本指針」とする。）の記載事項の充実が図られました。
- ◆ 感染症法において、基本指針に即した計画の策定が求められており、県では、感染症対策連携協議会及びその下部組織として予防計画策定部会を設置し、感染症対応に必要な体制を検討し、千葉県感染症予防計画の改定を行います。

5 改定のポイント

新興感染症（感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症を基本とする。）の**対応に係る体制の充実を図ります。**

- ・ 医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に係る数値目標の設定
- ・ 上記数値目標を担保するための、医療機関等との協定締結
- ・ 都道府県連携協議会の設置（予防計画の協議、予防計画に基づく取組状況の進捗確認等）

6 改定の背景__ I)新型コロナ対応時の振り返り

①検査体制

衛生研究所・保健所だけでなく、医療機関・民間の検査機関の協力のもと、感染状況等によって突発的に変化する検査需要の増加に対応した。

②医療提供体制

- ・感染症指定医療機関のみでは、急増する患者へ十分対応ができず、入院病床が不足したことから、一般医療機関に病床の確保を求め対応した。
- ・自宅等で療養を行う患者の症状悪化時の外来・往診体制の確保を図った。

③宿泊療養体制

感染拡大時、重症者が優先して入院できる体制に移行するため、軽症者の療養場所として宿泊施設を活用した。

④移送体制

- ・感染拡大期、民間業者へ搬送業務を委託することで、増加する患者搬送需要に対応した。
- ・自宅・ホテル等での療養者が増加したことで、症状の悪化により救急搬送を要する事例が発生した。

⑤外出自粛対象者の療養生活

- ・外出自粛を要請した者に対する迅速な生活物資等の支援と、継続的な健康観察の実施が必要となった。
- ・クラスターが発生した高齢者施設などに対して、感染管理医師等を派遣し、施設の感染対策の指導を実施した。

⑥保健所体制

県全庁や市町村等から応援職員を派遣することで感染拡大による保健所業務の急増に対応した。

⑦人材育成

平時に取り組むべき事項として、人材育成や専門人材の確保等の必要性が考えられた。

7 改定の背景__ II)感染症法の主な改正点等

(1) 協定の締結

今後感染症の発生・まん延等の事態が生じた場合に、より迅速な対応を行う観点から、各種協定の締結による感染症発生・まん延時に備えた体制整備を行うことが規定された。

【医療措置協定】

- ・病院・診療所
(病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣)
- ・薬局・訪問看護事業所
(自宅療養者等への医療の提供)

【検査措置協定】

- ・病原体等の検査を行う機関

【宿泊施設確保措置協定】

- ・民間宿泊施設

(2) 予防計画の記載事項の充実

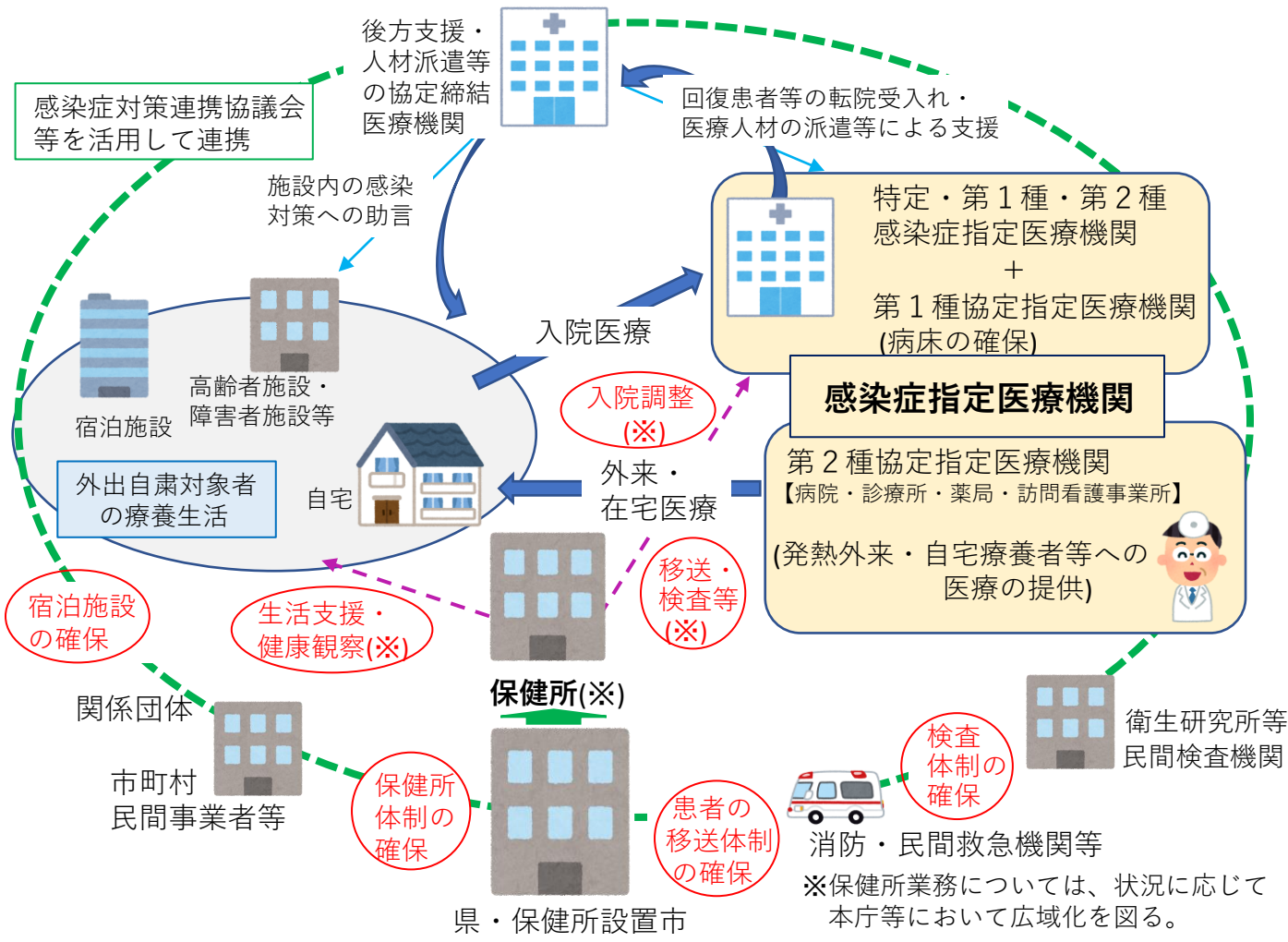
感染症対策の一層の充実を図るため、予防計画の保健・医療体制に関する記載事項を下記の通り充実させるとともに、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標を定める。

現行の予防計画の記載事項	改正予防計画の記載事項
第1章 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策に関する事項	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向に関する事項【新規】
	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
	第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第2章 感染症に係わる医療を提供する体制の確保に関する事項	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項【新規】
第3章 感染症に関する研究の推進、検査能力の向上、人材の養成及び知識の普及に関する事項	第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項【新規】
	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項【新規】
	第11 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項【新規】
第4章 緊急時における対応	第13 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項
	第14 緊急時における対応 ※ 緊急時における検査の実施のための施策を追加
第5章 その他感染症の予防のための施策に関する重要事項	第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
	新規
	第8 宿泊施設の確保に関する事項【新規】
	第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項【新規】
	第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針に関する事項【新規】
	第12 保健所体制の強化に関する事項【新規】

8 予防計画に係る施策の方向性

項目	主な内容（*新たに追加された主な項目は、太字）
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向 【新規】 (P5)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前対応型行政の構築 ・人権の尊重 ・地方公共団体、県民及び医師等の役割 等
第2 感染症の予防のための施策 (P9)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生動向調査事業を通じた感染症発生状況及び動向の把握 ・予防接種 等
第3 感染症のまん延防止のための施策 (P12)	<ul style="list-style-type: none"> ・検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院の勧告等の対人措置 ・保健所による積極的疫学調査の実施 等
第4 情報の収集、調査及び研究【新規】 (P17)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び病原体の情報の収集、調査及び研究の推進 ・県感染症情報センターによる情報の分析及び公表 ・感染症指定医療機関による新興感染症に係る知見の収集及び分析 等
第5 検査の実施体制及び検査能力の向上 【新規】 (P19)	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生研究所等の検査体制の整備 ・新興感染症まん延時の検査体制の確保（民間検査機関等との検査措置協定等） 等
第6 医療提供体制 (P21)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関等の指定 ・新興感染症に係る医療提供体制の整備（医療機関との医療措置協定等） ・新興感染症発生・まん延時における入院調整体制の構築 等
第7 患者の移送のための体制【新規】 (P28)	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の移送に係る体制の確保 ・消防機関や民間移送機関等との役割分担・連携 等
第8 宿泊施設の確保 【新規】 (P30)	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症発生・まん延時の宿泊施設の確保（民間宿泊事業者等との宿泊施設確保措置協定等） 等
第9 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 【新規】 (P31)	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛対象者の健康観察の体制の整備 ・生活必需品の支給等による生活支援 ・高齢者施設等の施設内における感染症のまん延防止 等
第10 知事による総合調整及び指示の方針 【新規】 (P33)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に係る知事による総合調整 ・緊急性を有する入院措置の実施における保健所設置市に対する指示 等
第11 人材の養成及び資質の向上【新規】 (P34)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の職員等に対する研修 ・IHEAT要員の確保・研修 ・医療機関等における研修・訓練の実施 等
第12 保健所体制の強化 【新規】 (P36)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症拡大を想定した保健所の人員体制や設備等の整備 ・外部人材の受入体制の構築 ・保健所長を補佐する統括保健師等の配置の検討 等
第13 啓発、知識の普及、患者等の人権の尊重 (P38)	<ul style="list-style-type: none"> ・患者等への差別や偏見の排除 ・感染症予防についての正しい知識の普及 ・情報公開に当たっての人権の尊重・報道機関への情報提供 等
第14 緊急時における対応 (P40)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における国との連絡体制の整備 ・緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制の整備 等
第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項 (P42)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内感染対策 ・災害防疫 等

9 新興感染症対応体制の目指す方向性



- ・本体制の実現に向け、各機関等で平時から人材育成等を進める。
- ・県と保健所設置市は、連携して県民への情報発信に努める。

10 施策の評価

下記の数値目標を設定し、感染症対策連携協議会において計画の取組状況等を報告、相互に進捗確認を行います。

数値目標を設定する事項	数値目標
(1)医療提供体制	病床数、発熱外来機関数、自宅療養者等に医療を提供する機関数、後方支援を行う医療機関数、派遣可能な医療人材数
(2)物資の確保	個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の割合
(3)検査体制	検査の実施能力、地方衛生研究所等の検査機器の確保数
(4)宿泊療養体制	宿泊施設の確保居室数
(5)人材の養成・資質の向上	研修・訓練の回数
(6)保健所の体制整備	人員確保数

11 今後のスケジュール

- R5.8.8 第1回連携協議会開催
- R5.11月頃 予防計画策定部会開催
- R5.12月頃 第2回連携協議会開催
- R6.1月頃 パブリックコメント実施
- R6.2月頃 第3回連携協議会開催
- R6.3月末まで 予防計画改定